

指定健康保険組合

指定健康保険組合の指定に係る要件のうちの財源率について、従来「1,000分の100を超える状態が継続する」とされていたが、「1,000分の95を超える状態が継続する」と改正された。

令第29条（指定の要件）

指定健康保険組合に係る指定の要件は、一の年度の決算において支出（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額が収入（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（注）から付加給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額
の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率（財源率）が1,000分の95を超える状態が継続する健康保険組合であって、**準備金**その他厚生労働大臣が定める財産の額が指定をすべき年度の直前の3箇年度において行った保険給付に要した費用の額の一年度当たりの平均額の**12分の3**に相当する額を下回ったものとする。